

令和6年能登半島地震における技術職員の第2次派遣について 〈被災建築物応急危険度判定の支援〉

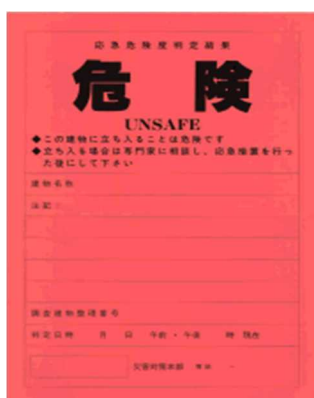
県土整備部では、国土交通省からの依頼に基づき、石川県能登地方で発生した地震により被災した建築物の危険度調査を行い、人命にかかわる二次災害を防止するため、「群馬県被災建築物応急危険度判定士」の資格を持つ技術職員の第2次派遣を行います。

1 職員派遣

- (1) 派遣期間 令和6年1月18日(木)～22日(月) (うち、判定業務は3日間)
- (2) 派遣人数 群馬県被災建築物応急危険度判定士(建築技術職員) 群馬県職員2名
- (3) 派遣先 石川県輪島市

2 活動内容

被災建築物の危険度を目視などにより応急的に判定し、その結果を示すステッカー(危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色)を掲示することで、居住者や通行人に注意喚起を行う。



(赤色) この建物に立ち入ることは危険です



(黄色) この建物に立ち入る場合は十分注意してください



(緑色) この建物は使用可能です

3 出発式

- (1) 日時 令和6年1月17日(水) 午後4時15分～
- (2) 場所 県庁21階県民サロン前

(参考) 第1次派遣の概要

- (1) 派遣期間 令和6年1月14日(日)～18日(木) (うち、判定業務は3日間)
- (2) 派遣人数 群馬県被災建築物応急危険度判定士(建築技術職員) 群馬県職員4名
- (3) 派遣先 石川県鳳珠郡穴水町